

○ 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間</p> <p>四 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一項に規定する育児休業をした期間</p> <p>五 試みの使用期間</p> <p>④⑧（略）</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 使用者の責に帰すべき事由によつて休業した期間（新設）</p> <p>四 試みの使用期間</p> <p>④⑧（略）</p>